

平成20年度
「新たな社会的ニーズに対応した
学生支援プログラム公募要領」

平成20年3月
文部科学省

目 次

1	プログラムの背景・目的	1
2	プログラムの概要	1
(1)	募集の対象	1
(2)	募集の対象外となるプログラム	1
(3)	申請件数・申請者・募集内容等	2
(4)	プログラムに対する経費措置	2
(5)	選定件数	3
3	選定方法等	3
(1)	選定方法	3
(2)	ヒアリング	3
4	要件違反等	3
(1)	形式的要件違反	3
(2)	申請要件違反	4
(3)	申請内容の重大な誤謬等	4
5	申請に当たっての留意事項	4
(1)	申請書類	4
(2)	チェックシートによる確認	4
(3)	申請手続	4
(4)	その他	5
6	公募要領等の説明会	5
7	公表等	5
(1)	申請区分等の公表	5
(2)	ホームページ等による公表	5
(3)	状況調査	5
8	選定結果の通知	6
9	問い合わせ先	6
(1)	申請書（様式）及び選定に関する問い合わせ先	6
(2)	上記以外に関する問い合わせ先	6

1 プログラムの背景・目的

〔背景〕

近年、進学率の上昇、国際化の進展に伴う外国からの留学生、教育内容の多様化や高度化など、学生を取り巻く環境が大きく変化しており、また、資質、能力、知識の異なる多様な学生が増加しています。

加えて、少子化、ニート・フリーターなどの様々な社会的課題も生じており、このような中で、大学等における学生支援においても、従来の取組に比してより一層の工夫・充実が求められています。

さらに、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、早急に取り組むべき重点施策の一つとして「学生支援の充実・体系化」が取り上げられているなど、大学等における学生支援の充実は重要な課題であり、国公立の大学等を通じ、競争的な環境の下で取組を支援していく必要があります。

〔目的〕

「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」は、学生の人間力を高め人間性豊かな社会人を育成するため、各大学・短期大学・高等専門学校における、入学から卒業までを通じた組織的かつ総合的な学生支援のプログラムのうち、学生の視点に立った独自の工夫や努力により特段の効果が期待される取組を含む優れたプログラムを選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことで、各大学等における学生支援機能の充実を図ることを目的とします。

2 プログラムの概要

(1) 募集の対象

学生の視点に立ち、学長（高等専門学校においては校長。以下「学長等」という。）のリーダーシップの下、国公立の大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）が実施する、入学から卒業まで（必要に応じ卒業後も含む。）を通じた総合的な学生支援のプログラムのうち、新しい発想や効果的な方法等によって特色のある優れた支援を含むもので、他大学等の参考となり我が国の学生支援の充実に資するプログラムを募集の対象とします。

(2) 募集の対象外となるプログラム

次のプログラムは対象外とします。

- ① 当該大学等において、文部科学省が大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費補助金等により行っているプログラム（以下「国公立を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）の支援対象に選定されているもの及び過去に選定され期間が終了したものと同一又は類似のもの
- ② 当該大学等において、平成20年度に「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」以外の国公立を通じた大学教育改革支援プログラムに申請を予定しているものと同一又は類似のもの
- ③ 大学院、専攻科あるいは別科を対象に限定しているもの、もしくは主たる対象とし

ているもの

(3) 申請件数・申請者・募集内容等

- ① 申請区分は、大学、短期大学、高等専門学校 の 3 区分とし、各申請区分に 1 件申請することができます。
- ② 学長等のリーダーシップの下で実施されるものについて、大学等としてのビジョンの下に学長等から申請していただきます。
- ③ プログラムの趣旨・目的や有効性（効果）、現在の取組の状況、将来の計画等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。
（ただし、申請書の提出先は文部科学省の依頼を受けて審査・評価、公表等に関する業務を実施する「独立行政法人日本学生支援機構」です。）
- ④ 記載内容の詳細については、「平成 20 年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」申請書作成・記入要領」（以下「申請書記入要領」という。）を参照してください。

(4) プログラムに対する経費措置

① 補助金の交付

選定されたプログラムのうち、新たな取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による財政支援を行うことを予定しています。（私立については設置者が学校法人のものに限ります。）

② 重複補助の禁止

選定されたプログラムのうち、新たな取組に係る経費が、大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている又は受ける予定の場合は、重複補助を避けるため本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

従って、新たな取組に係る経費の作成に当たっては、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で申請してください。

③ 新たな取組に係る経費の規模等

新たな取組に係る経費の規模等は下記のとおりとしますので、その範囲内で様式 6 「新たな取組に係る経費」を作成してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額はその他の経費（自己収入等）により各大学等が負担することになります。

なお、使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省ホームページに掲載している「大学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

（参考）平成 19 年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

（新たな取組に係る経費の規模等）

申請区分	補助事業上限額	補助金基準額	財政支援期間
大学	25,000千円/年	15,000千円/年	4年以内
短期大学			2年以内
高等専門学校			2年以内

[補助金額の例]

i) 補助対象経費の総額が、「15,000千円/年 以下」の場合

補助対象経費の総額＝補助金額（補助対象経費の総額と同額の補助金）

ii) 補助事業経費の総額が、「15,000千円/年 超 ～ 25,000千円/年(上限)」の場合

補助対象経費の総額＝補助金額（15,000千円/年）＋自己負担額（10,000千円/年
まで）

※1 選定された取組の申請経費が本補助金の経費設定と適合しない場合など、選定された申請額が補助対象経費の総額とならないことがあります。

※2 補助金基準額は、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(5) 選定件数

選定件数は、全体として25件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

3 選定方法等

(1) 選定方法

本プログラムの選定は、客観性、公正性、透明性を担保するため、有識者・専門家等で構成される「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会（以下「実施委員会」という。）」において行われます。なお、実施委員会は、独立行政法人日本学生支援機構により運営されます。

選定方法等の概要は、「平成20年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」審査要項」を参照してください。

(2) ヒアリング

選定の過程で、申請書をもとにヒアリングが行われる予定です。（本年度は6月上旬頃の予定。）ヒアリングの対象となった大学等に対しては、別途、実施委員会よりその旨の案内をいたしますので、申請書の内容について責任をもって対応できるプログラム担当者等が対応できるようにしておいてください。

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、申請時には十分注意してください。

- ① 申請書記入要領「I 一般的留意事項」の2で定める書式と異なる場合（ただし、禁則処理により1行の文字数が40字を超過した場合は違反としない。）
- ② 様式1の「プログラムの名称」で定める既定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない。）
- ③ 様式の既定ページ数又は既定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない。）
- ④ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない。）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の申請要件違反があった場合は、審査対象外としますので、申請時には十分注意してください。

- ① 「2 プログラムの概要」の「(2) 募集の対象外となるプログラム」に該当する申請
- ② 「2 プログラムの概要」の「(3) 申請件数・申請者・募集内容等」で示した件数の範囲を超える申請

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外としますので、申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類

申請書記入要領に基づき、本プログラムの背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長等から文部科学大臣あてに申請してください。

なお、申請書は記載漏れの事項がないよう十分留意してください。記載漏れ等があった場合、選定対象とされないこともあります。

(2) チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を必ず1部提出してください。

なお、チェックシートは手書きで記入してください。

(3) 申請手続

【提出書類及び提出部数】

「平成20年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」申請書」	… 50部
「申請内容等チェックシート」	…………… 1部
「申請書が収納されたフロッピーディスク等」	…………… 1部

【提出先（持参先）】

〒135-8630 東京都江東区青海2-79

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部学生生活計画課
学生支援プログラム審査室

電話： 03-5520-6168（直通）

【申請受付期間】

平成20年 4月17日（木）～ 4月21日（月）（土日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 郵便又は宅配を利用し提出する場合は、配達が可能である方法（配達記録、小包、簡易書留等）などにより、提出期限内に必着するようにしてください。

(4) その他

申請書提出後の差し替えや訂正は、申請受付期間中であれば可能ですが、申請受付期間終了後はできません。

提出された申請書は返還いたしませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

6 公募要領等の説明会

平成20年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の公募要領等に関する説明会を開催します。（詳細については、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載しています。）

【説明会開催日】

[東京] 平成20年 3月24日(月) [大阪] 平成20年 3月26日(水)

○ 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/gakusei.htm

○ 日本学生支援機構ホームページ

http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/gakuseisien_gp.html

7 公表等

(1) 申請区分等の公表

募集締切後、申請大学等名、申請区分及びプログラム名称を公表する予定です。また、選定されたプログラムについては、内容、プログラム担当者の氏名等についても公表する予定です。

なお、事例集の作成、フォーラムの開催等を通じて、プログラム内容等を広く社会に情報提供する予定です。あらかじめ御了承ください。（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学等に参加していただくこととします。）その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

(2) ホームページ等による公表

本プログラムの趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、選定プログラムの内容、経過、成果等を自らホームページ等を活用するなどして積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくこととします。

(3) 状況調査

実施委員会においては、大学改革推進の一環として、選定後、一定期間経過したプログラムを対象に、本プログラムの審査・評価の方法の改善等を目的とした状況調査を行い、広く社会に情報提供する予定です。

8 選定結果の通知

選定された大学等には、学長等あて選定結果を通知します。(7月上旬頃の予定。)

9 問い合わせ先

(1) 申請書(様式)及び選定に関する問い合わせ先

〒135-8630 東京都江東区青海2-79

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部学生生活計画課
学生支援プログラム審査室

電話： 03-5520-6168 (直通)

FAX： 03-5520-6047

URL： http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/gakuseisien_gp.html

(本ウェブサイトより申請書類の様式のダウンロードが可能です。)

(2) 上記以外に関する問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局学生支援課

電話： 03-6734-2519 (直通)

FAX： 03-6734-3391

URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/gakusei.htm

(本ウェブサイトより申請書類の様式のダウンロードが可能です。)